

令和7年度介護サービス事業者等集団指導

# 介護職員等処遇改善加算について

# (1) 介護職員等処遇改善加算とは

介護職員等処遇改善加算は、介護職員をはじめとする介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善を目的とした加算です。



## (2) 令和8年度改正のポイント

令和8年度から以下について拡充されます。

- ① 処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従業者に拡大（加算率の引き上げ）
- ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）
- ③ 処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設。

★令和8年6月施行予定

## 令和8年度改定による取得要件（案）の整理

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ） ・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善 （職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み （キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円 （キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員 （キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和8年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の介護職員分の  
**加算率を上乗せ**

注) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和8年度特例要件により算定可能。

(※) 令和7年度補正予算案による生産性向上や協働化の取組（現時点の想定）

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（又は見込み）等。

イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（又は見込み）等。

# ① 処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従業者に拡大

対象は介護現場で働く幅広い職種（※）を指します。

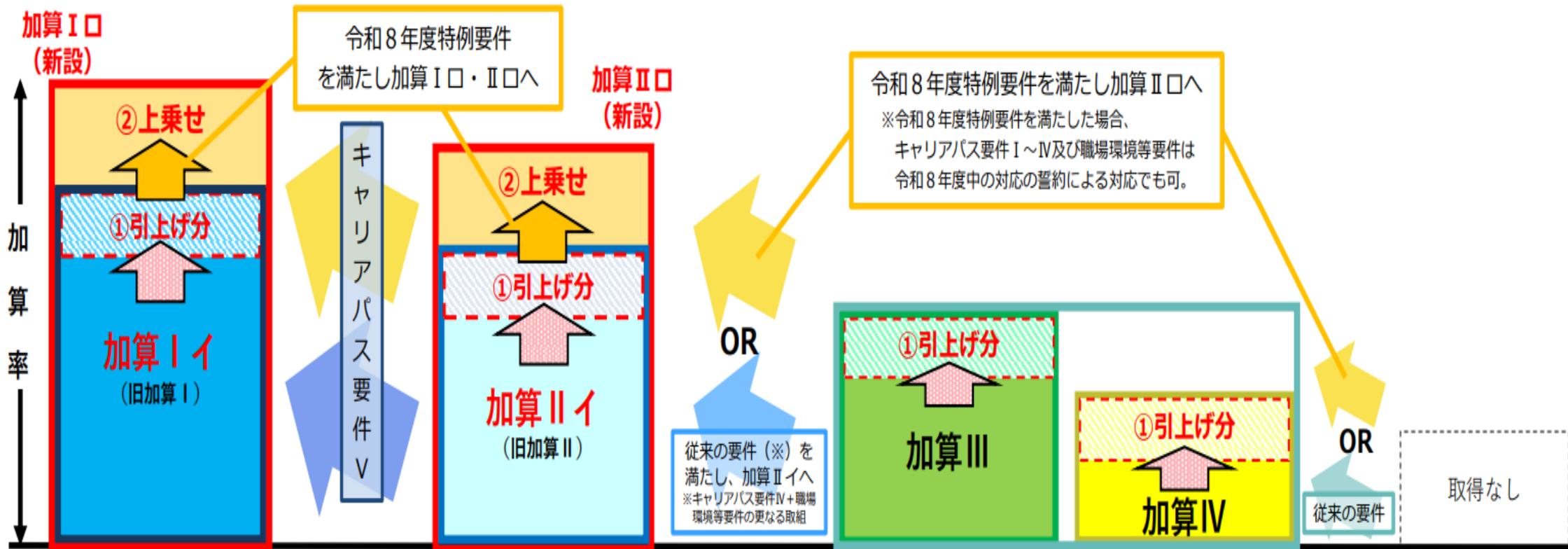
※ 介護職、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員（看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師等）、精神保健福祉士、介護支援専門員、計画作成担当者、社会福祉士、生活相談員・支援相談員、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、調理員、その他の事務職等が想定されています。

## ②生産性向上や協働化に取り組む事業者 に対する上乘せの加算区分を設ける

訪問・通所・施設系のサービスでは、「令和8年度特例要件（生産性向上や協働化の取組）」を満  
たし、「従来の要件を令和8年度中の対応を誓  
約」を満たすことで、新しい区分や上位区分の介  
護職員等処遇改善加算を算定できます。

# ②生産性向上や協働化に取り組む事業者 に対する上乗せの加算区分を設ける

現行の処遇改善加算の対象サービス



## ②生産性向上や協働化に取り組む事業者 に対する上乘せの加算区分を新設

令和8年度特例要件（★）を満たすことで、加算Ⅰイが加算Ⅰロに、加算Ⅱイが加算Ⅱロに引き上げられました。

★令和8年度特例要件は以下の通りです。

以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等

→ケアプランデータ連携システムに加入＋実績報告

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入の誓約で算定可能する。

※根拠資料の例「使用画面のスクリーンショット（撮影時点がわかる形で撮影されたものに限る。）」

## ②生産性向上や協働化に取り組む事業者 に対する上乘せの加算区分を設ける

### イ) 施設系サービス等

→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得 (※)  
+ 実績報告

※事務負担への配慮措置として、加算の申請  
時点では、取得の誓約で算定可能する。

### ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

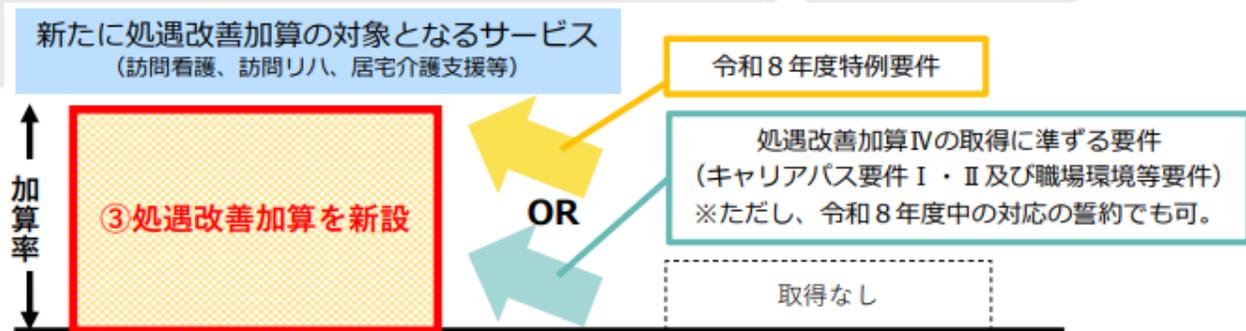
※根拠資料の例「社会福祉連携推進認定を受けるに当たって  
提出し、受理された社会福祉連携推進認定申請書」

### ③ 処遇改善加算の対象サービスの拡大

これまで処遇改善加算の対象外だった、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援・介護予防支援についても対象とされました。



# ③ 処遇改善加算の対象サービスの拡大



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。  
ア) 訪問、通所サービス等  
→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告  
イ) 施設サービス等  
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告  
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。  
ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

3

新たに処遇改善加算に加えられるサービスは(Ⅳ)に準ずる要件(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件を区分ごとに1つ以上)またはケアプランデータ連携システムに加入することで算定が可能です。(要件を満たす見込みでも可能)

# (3) 処遇改善加算の算定要件

算定要件は「キャリアパス要件」「月額賃金改善要件」「職場環境等要件」の3つに要件区分に分かれます。それらの要件をどの程度満たすかによって、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）の4つのどの区分に当てはまるかが決まります。

	(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅲ)	(Ⅳ)
キャリアパスⅠ	○	○	○	○
キャリアパスⅡ	○	○	○	○
キャリアパスⅢ	○	○	○	—
キャリアパスⅣ	○	○	—	—
キャリアパスⅤ	○	—	—	—
月額賃金改善	○	○	○	○
職場環境区分ごと1以上	—	—	○	○
職場環境区分ごと2以上	○	○	—	—
職場環境見える化※	○	○	—	—

※Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表が求められる

# ①キャリアパス要件

(Ⅰ) 介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する

(Ⅱ) 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保する

a：研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価

b：資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

# ①キャリアパス要件

(Ⅲ) 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する

a：経験に応じて昇給する仕組み

b：資格等に応じて昇給する仕組み

c：一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

(Ⅳ) 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること

# ①キャリアパス要件

経験・技能のある介護職員とは？

基本的には「介護福祉士の資格を持ち、所属する法人で勤続**10**年以上の介護職員」とされていますが、他法人での経験や職員のスキルや担当業務などを踏まえて各事業者の裁量で設定します。

(V) サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること

## ②月額賃金改善要件

(Ⅰ) 新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給または決まって毎月支払われる手当）の改善に充てること。

(Ⅱ) 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行うこと。

### ③職場環境等要件

#### ●入職促進に向けた取組

- ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
- ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
- ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

### ③職場環境等要件

●資質の向上やキャリアアップに向けた支援

⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入

⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

### ③職場環境等要件

●両立支援・多様な働き方の推進

⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備

⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員への転換の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、取得状況、取得日数を標榜し、1週間以上を確保し、身近な上司等から休暇の取得を促すこと、意識的な声かけを行うこと

⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等を行うこと

### ③職場環境等要件

#### ●腰痛を含む心身の健康管理

- ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
- ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
- ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

### ③職場環境等要件

#### ●生産性向上のための業務改善の取組

- ①⑦厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている
- ①⑧現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
- ①⑨5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている

### ③職場環境等要件

#### ●生産性向上のための業務改善の取組

- ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
- ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入
- ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入

### ③職場環境等要件

#### ●生産性向上のための業務改善の取組

②③業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。

### ③職場環境等要件

#### ●生産性向上のための業務改善の取組

②④各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施

※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする

※小規模事業者は、②④の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする

### ③職場環境等要件

#### ●やりがい・働きがいの醸成

- ②5 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ②6 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
- ②7 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ②8 ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

# (4) 令和8年度処遇改善加算の単位数

## 介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率						
サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%
サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）					
訪問看護★	1.8%					
訪問リハビリテーション★	1.5%					
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%					

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。  
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

## (5) 令和8年度処遇改善加算の算定手順

### ① 処遇改善計画書の作成・提出

通常であれば初めて算定する月の前々月末までに指定権者へ提出することになっていますが、令和8年4月及び5月分を申請する事業者は令和8年6月以降の計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出してください。

ただし、加算新設事業所のみが所属する事業者など、令和8年4月及び5月は申請しない事業者が令和8年6月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和8年6月15日までに提出してください。

## (5) 令和8年度処遇改善加算の算定手順

### ※令和8年度の計画書について

2月下旬を目途に、国が様式を示す予定になっています。様式がわかり次第、周知する予定としています。

算定時期	提出期限（必着）
(1) 令和8年4月～5月に算定を開始する場合 ※（6月以降に <b>加算</b> が <b>新設</b> される <b>事業所</b> （（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援など）もあわせて提出）	令和8年4月15日（水）
(2) 令和8年6月以降に算定を開始する場合 ※（（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援など今まで対象外のサービスのみが所属する事業所）	令和8年6月15日（月）

# (5) 令和8年度処遇改善加算の算定手順

② 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の  
 提出する員の出  
 和8年4月サ一定ビス提供分かがら新たに加算を算定  
 場合又は善関がありま書は書に別にを以下介の場給出に合付期限算算を介定に  
 制等必に要がありま書は書に別にを以下介の場給出に合付期限算算を介定に  
 制等必に要がありま書は書に別にを以下介の場給出に合付期限算算を介定に

算定時期	提出期限 (必着)
(1) 令和8年4月～5月に算定を開始する場合	令和8年4月15日 (水)
(2) 令和8年6月以降に算定を開始する場合	(施設系) 算定を開始する月の初日 (上記以外) 算定を開始する月の前月の15日

## (5) 令和8年度処遇改善加算の算定手順

### ③実績報告書の作成・提出

最終の加算支払いがあった月の翌々月までに、指定権者に提出する必要があります。

**お疲れ様でした。**

